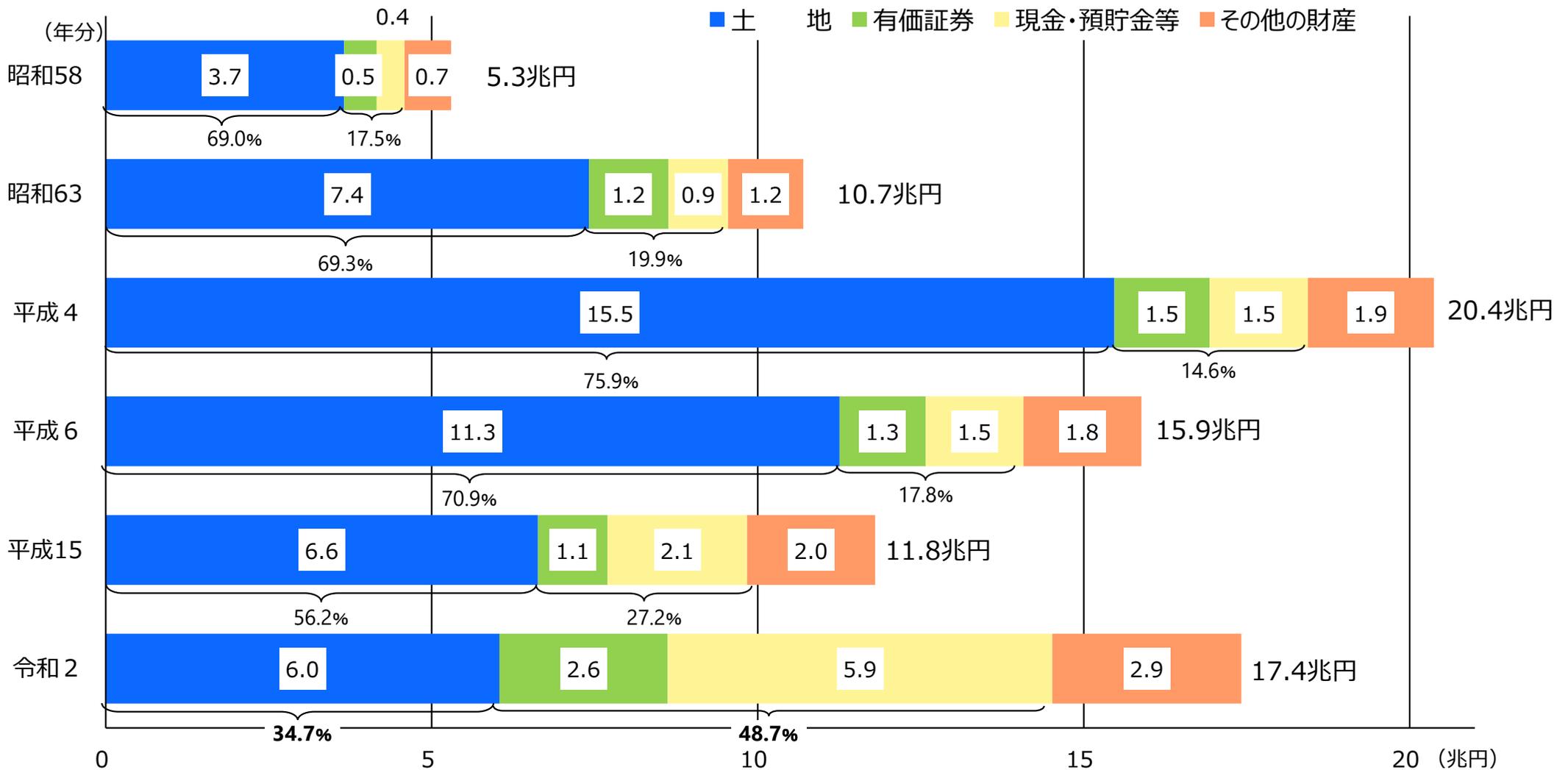


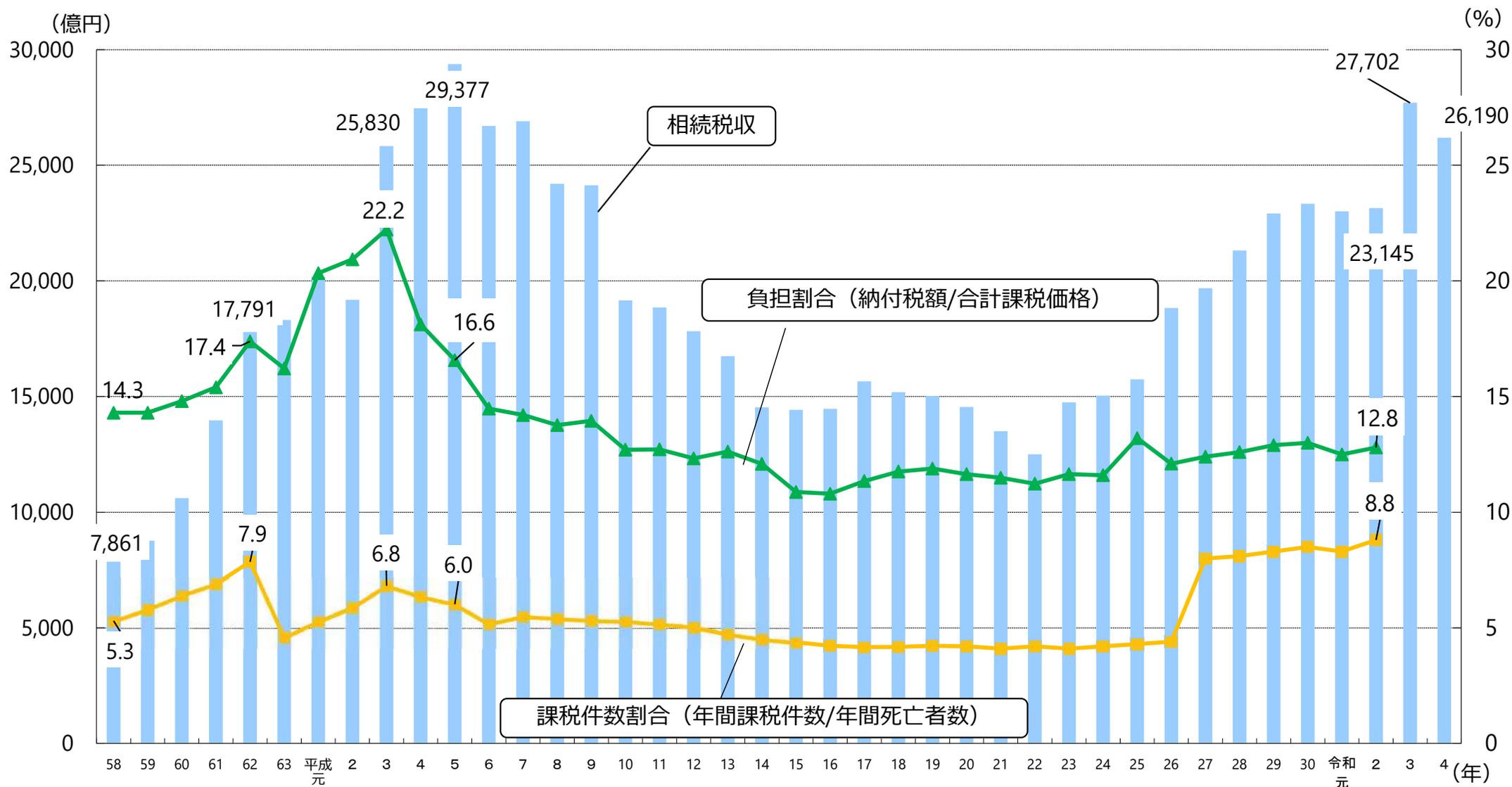
相続財産種類別の財産価額の推移

- 平成初期までは、地価高騰を背景に、相続財産に占める土地の割合が高かったが、次第にウェイトが低下。
- これに対し、有価証券及び現金・預貯金等は、令和2年で8.4兆円と大きく増加しており、相続財産に占める割合も48.7%に増加。



(出所) 「国税庁統計年報書」

相続税の税収、課税件数割合及び負担割合の推移



(注1) 相続税収は各年度の税収であり、贈与税収を含む（令和3年度以前は決算額、令和4年度は予算額）。

(注2) 課税件数、納付税額及び合計課税価格は、「国税庁統計年報書」により、死亡者数は、「人口動態統計」（厚生労働省）による。

贈与税の概要

○ 贈与税は、個人から贈与により財産を取得した個人に対して、その財産の取得の時ににおける時価を課税価格として課される税で、相続税の補完税としての性格を持つ。

暦年課税

■ 計算方法

1年間に贈与により取得した財産の合計額から基礎控除額を控除した残額について、累進税率を適用

- 基礎控除 110万円
- 税率 10%～55%の累進税率（8段階）
※直系尊属から18歳以上の者への贈与については累進緩和

■ 課税状況

- 課税件数 36.4万件
- 贈与財産額 1.4兆円
- 納付税額 2,188億円

相続時精算課税

■ 計算方法

1年間に贈与により取得した財産の合計額から特別控除額を控除した残額について、一定の税率を適用
贈与者が死亡した場合には、相続財産と贈与財産を合算して相続税額を計算

- 特別控除 累積で2,500万円
- 税率 20%
- 適用要件 贈与者：60歳以上
受贈者：18歳以上の推定相続人・孫

■ 課税状況

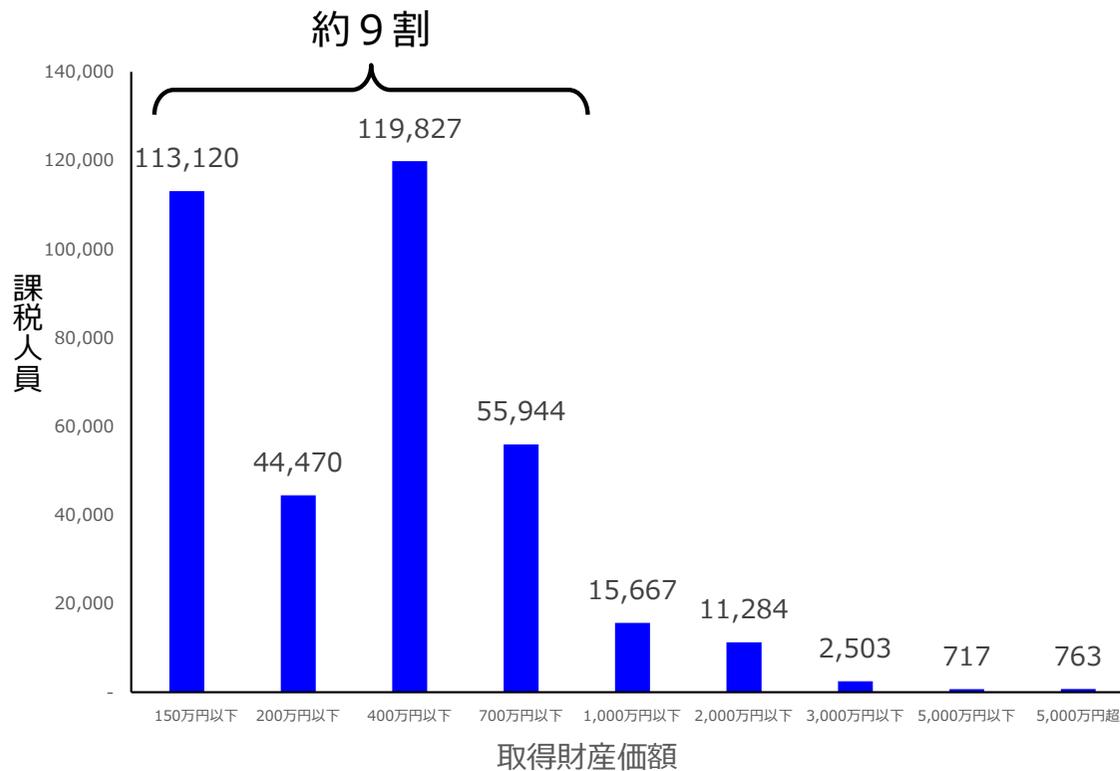
- 課税件数 4.0万件
- 贈与財産額 0.7兆円
- 納付税額 599億円

(注) 課税状況の計数は、令和2年分「国税庁統計年報書」による。

取得財産価額階級別の課税人員と連年で贈与を受けている割合

- 暦年課税の贈与（36.4万人）は、取得財産価額700万円以下（限界税率：10%～20%）が約9割となっている。
- 平成26年分の贈与税の申告書を提出した者について、翌年分以降の申告状況を分析したところ、複数年にわたって連続して贈与を受けているケースが見受けられた。

■ 暦年課税の課税人員分布（令和2年分）

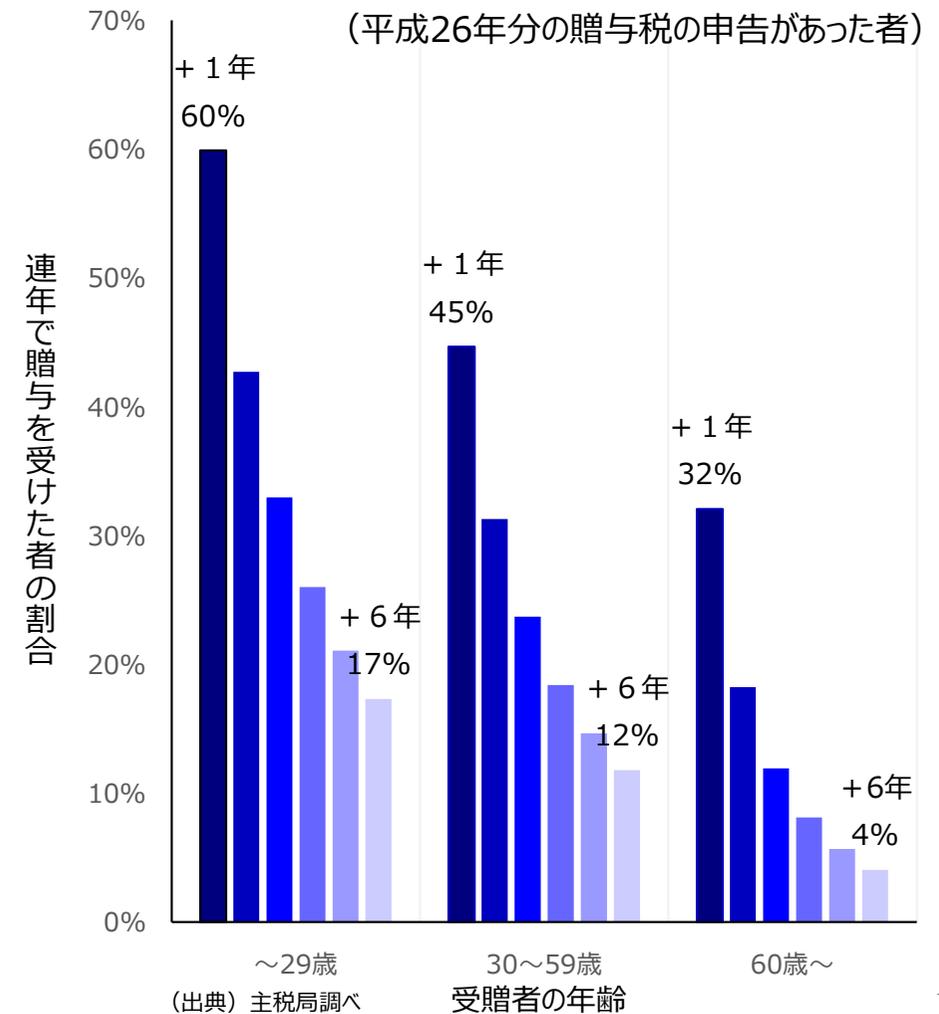


（出典）「国税庁統計年報書」より作成

（注）「課税人員」は、申告義務のある者（住宅取得等資金の非課税制度適用後の残額について暦年課税のみを選択した者で、その残額が基礎控除を超えない者を除く。）の計数である。

■ 連年で贈与を受けている割合

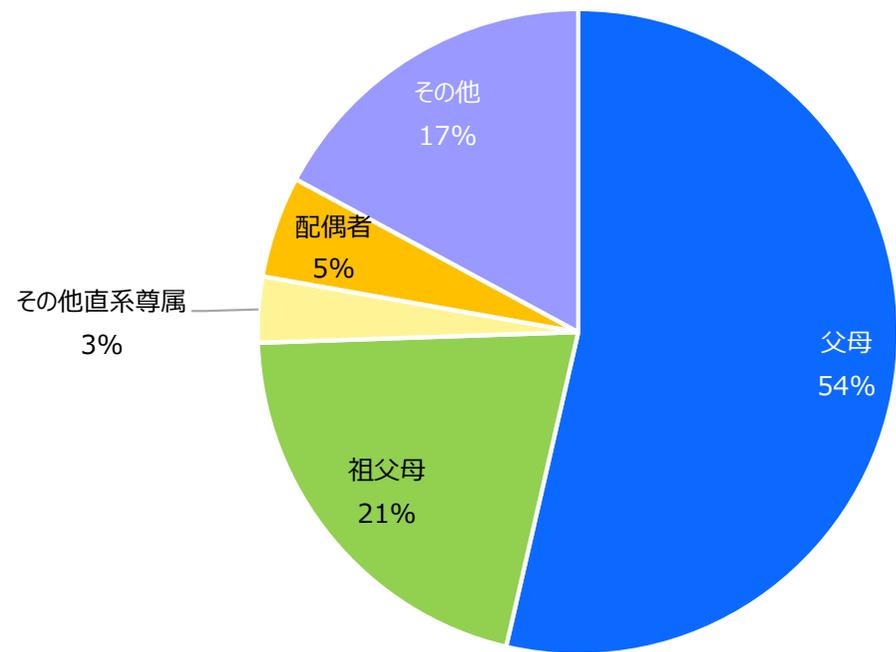
（平成26年分の贈与税の申告があった者）



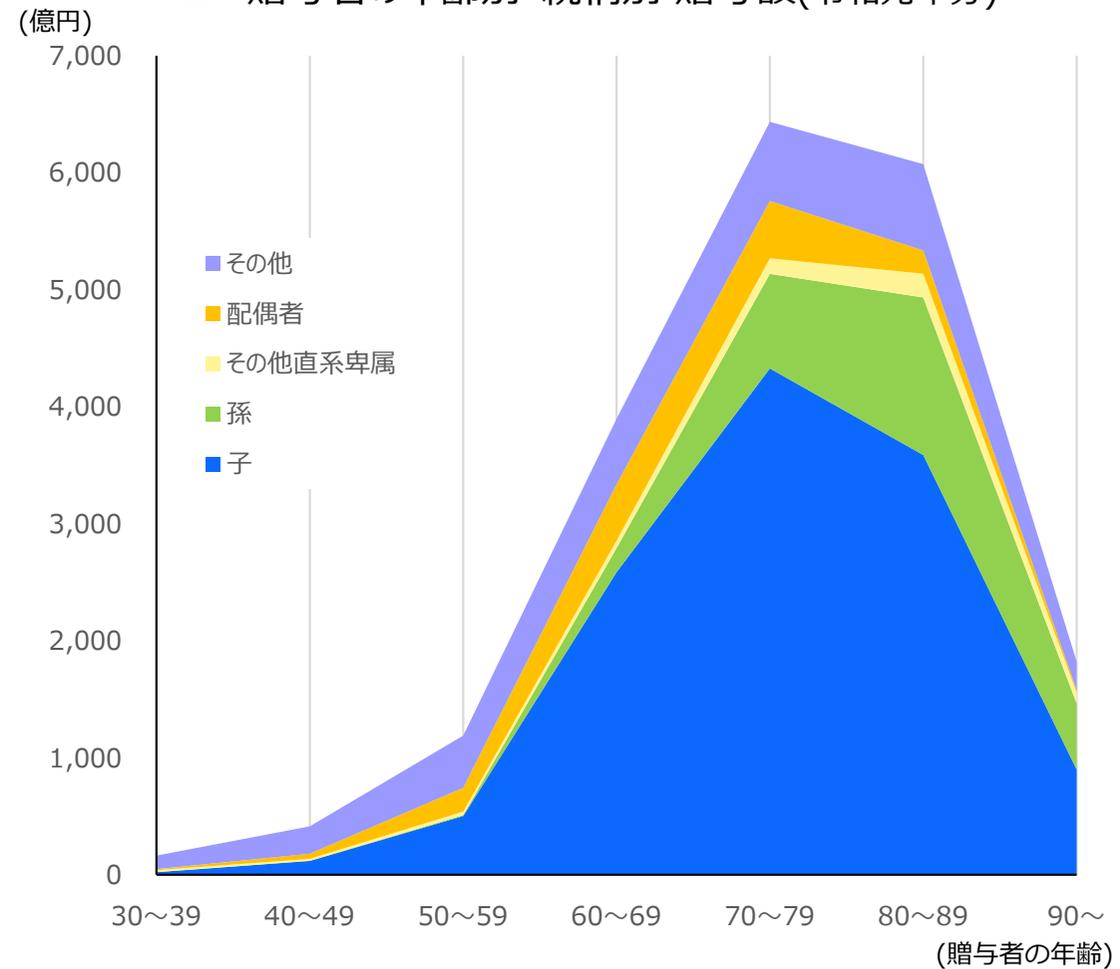
続柄別 贈与件数割合 と 贈与者の年齢別・続柄別 贈与額

- 実際の申告データを分析したところ、贈与者を続柄別に見ると、父母からの贈与が過半を占める。他方、祖父母からの贈与も2割程度存在。
- 贈与者の年齢別に受贈者の続柄を積み上げ面グラフで表したところ、右図の通り。

■ 続柄別 贈与件数の割合(令和元年分)



■ 贈与者の年齢別・続柄別 贈与額(令和元年分)

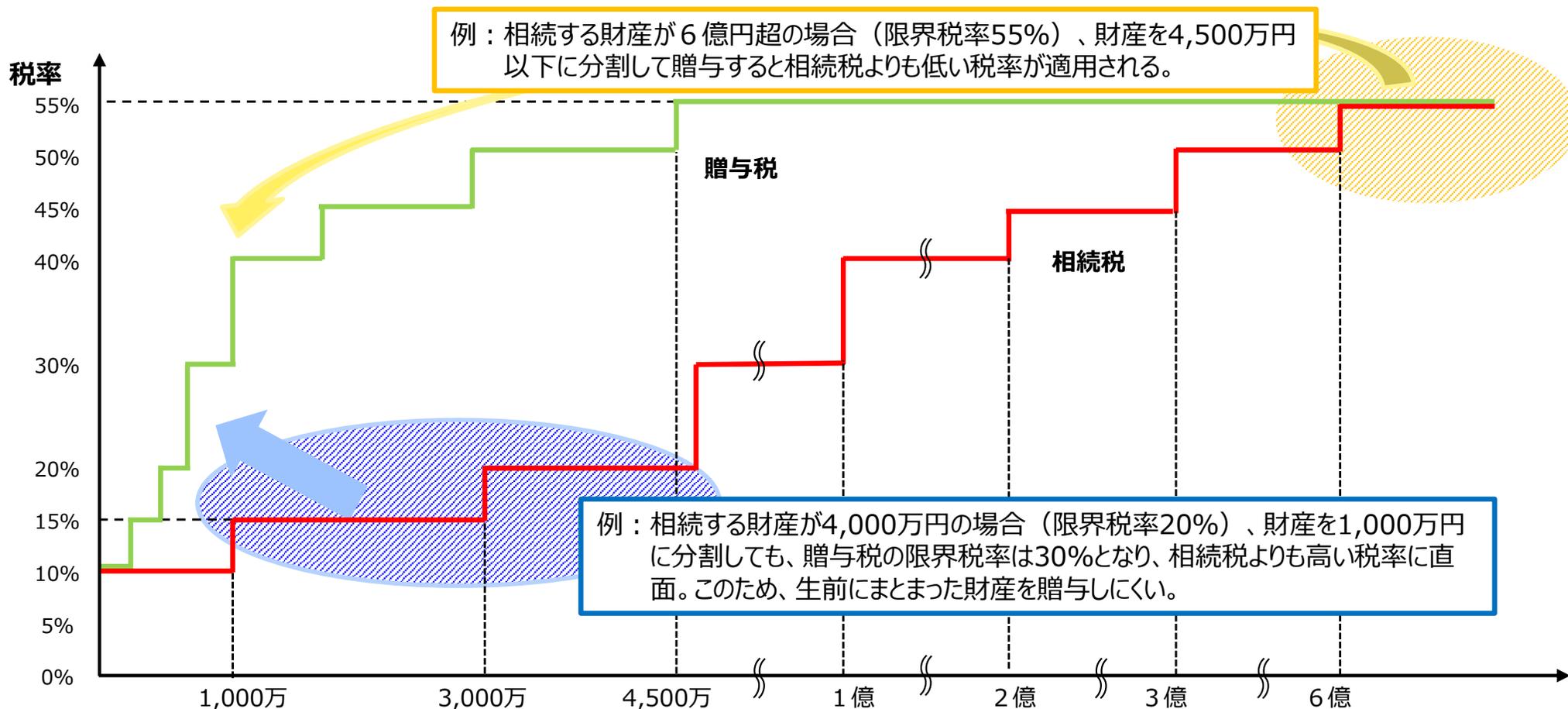


(出典) 主税局調べ。

(出典) 主税局調べ。

我が国の相続税と贈与税の関係

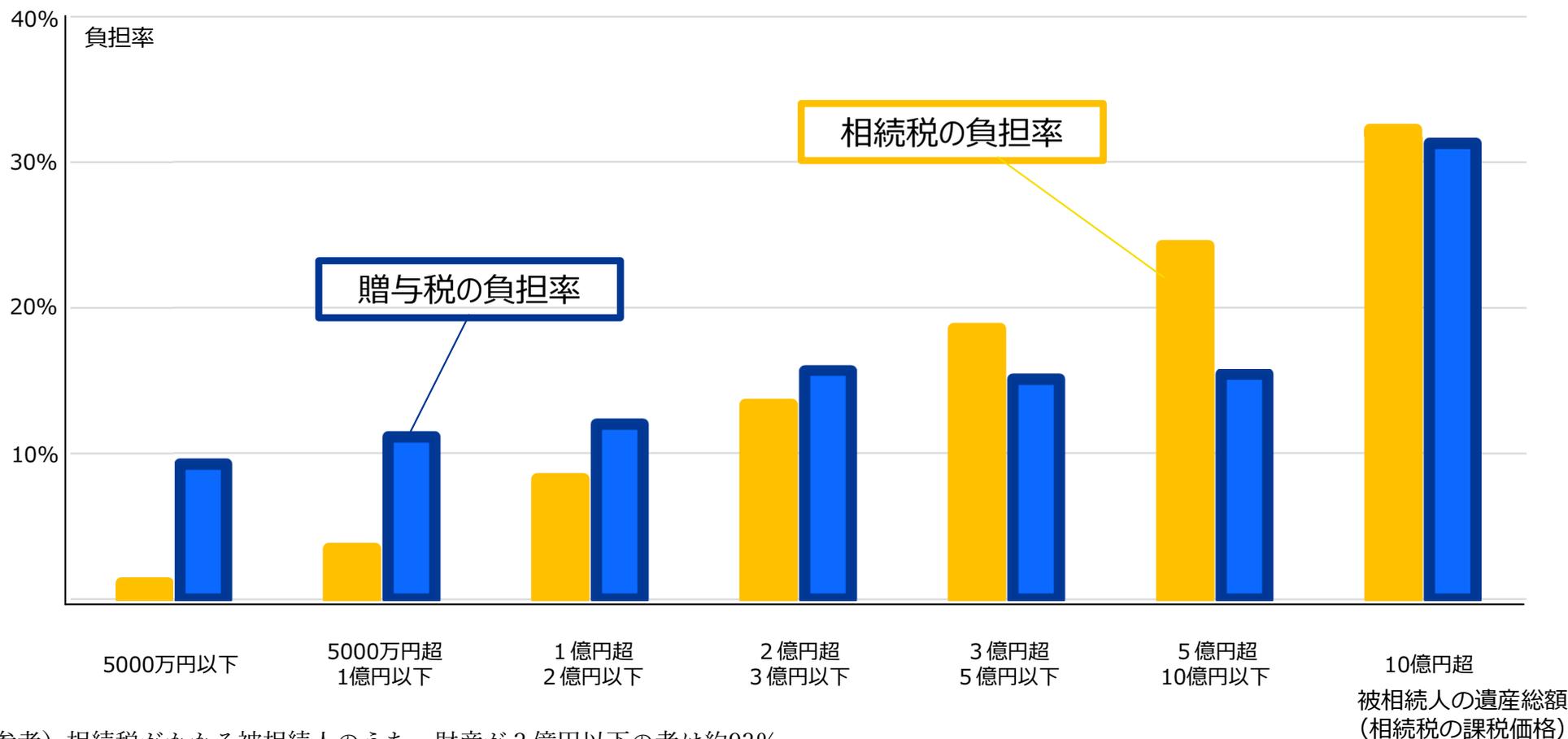
- 贈与税は、相続税の累進回避を防止する観点から、相続税よりも高い税率構造となっている。
- 実際、**相続税がかからない者や相続税がかかる者であってもその多くの者**にとっては、相続税の税率よりも**贈与税の税率の方が高い**ため、**若年層への資産移転が進みにくい**。
- 他方、相続税がかかる者の中でも相続財産の多いごく一部の者にとっては、相続税の税率よりも贈与税の税率の方が低い
ため、財産を分割して贈与する場合、相続税よりも低い税率が適用される。
⇒ 生前贈与でも相続でもニーズに即した資産移転が行われるよう、相続・贈与に係る税負担を一定にしていくため、「**資産移転の時期の選択により中立的な税制**」を構築していく必要。



(備考) 横軸において、贈与税は「課税価格（取得財産－基礎控除額）」を、相続税は「各法定相続人の法定相続分相当額（課税遺産総額を法定相続分で按分した額）」を指す。

相続税の負担率と贈与税の負担率の比較

- 実際の申告データを基に、相続税の負担率と、相続を受けた人の過去一定期間における贈与税の負担率を比較すると、
 - ・ 相続税がかかる者であってもその多くの者にとっては、贈与税の負担率が相続税の負担率を上回っている
 - ・ 相続税がかかる者の中でも相続財産の多いごく一部の者にとっては、贈与税の負担率が相続税の負担率を下回っている
 という傾向がある。



(参考) 相続税がかかる被相続人のうち、財産が3億円以下の者は約93%。

(備考) 令和元年分の相続税の申告データ及び過去一定期間(平成24年分から平成30年分まで)の贈与税の申告データを基に作成。

相続税の負担率 = (贈与税額控除を足し戻した実質的な相続税の負担額) ÷ 相続税の課税価格、贈与税の負担率 = 贈与税額 ÷ 贈与税の課税価格
 (出典) 主税局調べ。

経済社会の構造変化を踏まえた令和時代の税制のあり方（抄）

第二 令和時代の税制のあり方

令和元年9月26日
政府税制調査会

2. 働き方やライフコースの多様化等への対応

(3) 資産再分配機能の適切な確保と資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築

② 資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築と格差固定化の防止

経済のストック化の進展に伴い、高齢世代における資産蓄積が顕著となっており、例えば金融資産保有残高は60歳代以上に偏在する状況となっている。高齢化が進んだ結果、「老老相続」が増加しており、相続によっては消費意欲の高い若年世代への資産移転が進みにくい状況になっている。

また、贈与税については、相続税負担の回避を防止する観点から高い税率が設定されているため、生前贈与に対して一定の抑制が働いていると考えられる。平成15年度税制改正においては、暦年課税との選択制として、相続税・贈与税の一体化措置である相続時精算課税制度が導入された。この制度を選択した場合、それ以降の税負担は資産移転の時期の選択によらず一定となるため、生前贈与に対する抑制は働かないと考えられるが、必ずしも広く利用されている状況ではない。

諸外国では、相続と生前贈与をより一体的に捉えて課税を行うことで、資産移転の時期の選択に対する税制の中立性を確保している例が見られる。例えばアメリカでは、累積贈与額と遺産額を合わせた生涯の資産移転額に対する累進課税を行うことで、資産移転の時期の選択に中立的な税制となっている。この結果、移転時期を操作することによる累進回避もできず、生涯の税負担は一定である。また、フランスでは15年間、ドイツでは10年間の累積贈与額及び相続財産額について、一体的に累進課税を行う制度となっており、累積期間内では資産移転の時期によらず税負担が一定となる。

我が国においても、こうした諸外国の例を参考にしつつ、相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税する観点から、現行の相続時精算課税制度と暦年課税制度のあり方を見直し、格差の固定化を防止しつつ、資産移転の時期の選択に中立的な税制を構築する方向で、検討を進める必要がある。

他方、資産の早期移転による消費拡大を通じた経済の活性化を図るための時限措置として、各種の贈与税非課税措置が設けられているが、限度額の範囲内では家族内における資産の移転に対して何らの税負担も求めない制度となっており、格差の固定化につながりかねない側面がある。機会の平等の確保の観点などを踏まえ、資産移転の時期の選択に中立的な税制を構築していくことと併せて、これら各種の非課税措置のあり方についても検討していく必要がある。

第4回政府税制調査会 総会でいただいた主なご意見

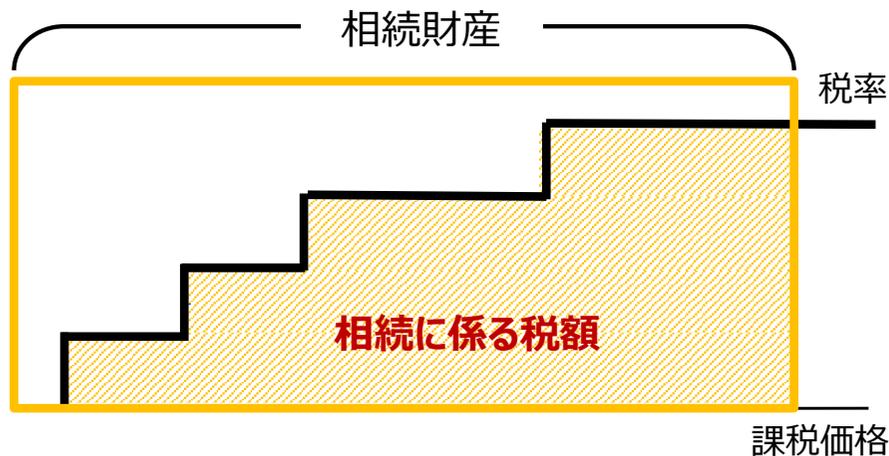
- 「老老相続」が進み、高齢世代に資産が偏在するとともに、世代間での資産の移転時期が遅くなっており、**早期の移転を促す観点から、資産の移転時期の選択に中立的な税制の構築に向けて議論を進めるべき。**
- 相続税の累進回避を防止するため、我が国の贈与税は高い税率が設定されているにもかかわらず、贈与のタイミング等进行操作することにより、富裕層の節税的な行動が可能となっているのは問題。**資産の再分配機能の確保の観点から、制度的な対応が必要。**
- 現行の法定相続分課税方式は、どのような者の間の公平や再分配を念頭においているのか見えにくい。法定相続分課税方式が導入された頃からの社会的な前提条件の変化を踏まえ、**遺産税方式または遺産取得課税方式に立って議論する方がわかりやすいのではないか。**
- 中立性や公平性の観点からは、**諸外国のように、生涯にわたる財産の移転額を累積して課税する仕組みが望ましい。**ただ、**制度面だけでなく、贈与の際の税務当局への申告の方法や、税務当局における資産の累積状況の把握など、執行面にも配慮して検討する必要。**
- **相続時精算課税制度は中立性の観点からは暦年課税よりも優れている**が、暦年課税との選択制であり利用が進んでいない。現状を分析し、税負担が一定となることで移転時期を気にせずに贈与ができる環境を整えるべき。
- **贈与税の非課税措置は、**限度額の範囲内では何らの税負担も求めない制度となっており、資産を有する層とそうでない層との間で、格差の固定化を助長する面がある。**政策効果を踏まえつつ、見直しが必要ではないか。**

資産移転の時期の選択に中立的な税制（イメージ）

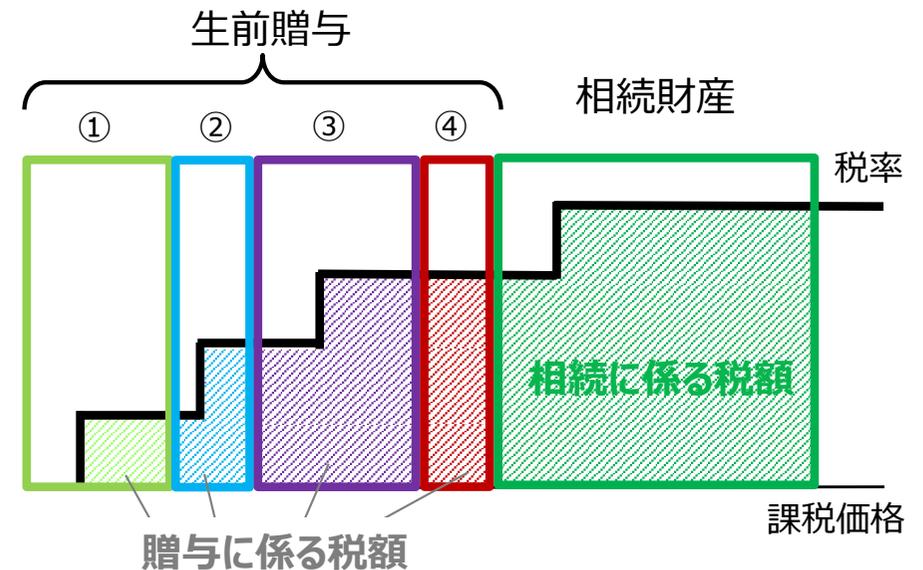
- 資産の移転の時期（回数・金額含む）にかかわらず、納税義務者にとって、生前贈与と相続を通じた資産の総額に係る税負担が一定となることにより、「資産移転の時期の選択に中立的な税制」が図られている。
- 贈与者（取得者）は、税負担を意識して財産の移転のタイミングを計る必要がなく、ニーズに即した財産の移転が促される。一方で、意図的な税負担の回避も防止される。
- 主要国（米・独・仏）では、贈与税・遺産税（相続税）の税率表が共通で、相続・贈与に係る税負担の中立性が確保される制度を設けている。

（例）同額の財産を移転する場合の税負担のイメージ

全ての財産が相続により移転する場合



複数回の贈与と相続により移転する場合



移転の時期にかかわらず、相続・贈与に係る税負担は一定
資産の移転時期の選択に対して税負担が中立的

1 相続税・贈与税をめぐる経済社会の状況

2 相続税・贈与税の制度と課題

2-1 現行制度の概要と課題

2-2 課税方式のあり方について

2-3 相続時精算課税や贈与税の非課税措置について

我が国の相続税と贈与税の沿革

| 改正時期 | 沿革 | 課税方式 | |
|-------------------|--|---------|-------|
| | | 相続 | 贈与 |
| 明治38年 (相続税法施行) | ○相続前1年間の贈与を相続財産に合算 | 遺産課税 | — |
| 昭和22年 | ○一生累積型の贈与税が導入されたが、基礎控除・税率表は相続税と別建て ○相続前2年間の贈与を相続財産に合算 | | 贈与者課税 |
| 昭和25年 (シャープ勧告) | ○取得者の一生を通ずる累積課税に改組 ○贈与税が相続税に一本化され、基礎控除・税率表が贈与と相続で共通化 | 取得課税 | |
| 昭和28年 | ○累積課税が廃止され、贈与税が復活(暦年課税) ○相続前2年間の贈与を相続財産に合算 | 遺産取得課税 | 受贈者課税 |
| 昭和33年 | ○法定相続分課税方式の導入 ○相続前贈与の合算期間を3年に延長 ○贈与税の3年間の累積課税方式の導入(昭和50年に廃止) | 法定相続分課税 | |
| 平成15年 | ○相続時精算課税制度の導入 | | |